避難指示区域内の農業者さまに対する一括賠償後のお取り扱いについて

1 一括賠償の概要

避難指示区域内の農業者さまにつきましては、農業関係者さまからのご意見等を踏まえ、従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等に伴う帰還再開や移転再開、転作、転業、就労、休業等に関する 2017 年 1 月以降の損害について、2016 年における年間逸失利益の 3 倍相当額を一括してお支払いさせていただいております。

2. 一括賠償後のお取り扱いについて

(1) 追加のお支払いをさせていただく場合

以下において、弊社事故と相当因果関係のある損害が一括賠償額を超えたときは、超過分について適切にお支払いさせていただきます。(2016.12.26 プレスリリース)

- ①営農再開後も風評被害が継続する場合
- ②営農再開後も作物が収穫に至らない場合
- ③その他の農業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を 余儀なくされている場合
- (2)上記(1)①~③記載のそれぞれの場合の考え方
 - ①営農再開後も風評被害が継続する場合

避難指示区域外の賠償基準に則り、損害額を算定させていただきます。

(代表的な算定イメージ)

損害額=(基準単価 × 全国平均価格変動係数 - 販売単価) × 販売数量

②営農再開後も作物が収穫に至らない場合

営農を再開された後も、弊社事故により収穫に至らない事情があると認められ、 これに伴う減収が発生した場合、収入回復に必要かつ合理的な期間、弊社事故前 の売上との差額を基に損害額を算定させていただきます。

(例) 果樹等: 定植から収穫に至るまでの期間

畜産:導入から販売までの期間等

③その他の農業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を 余儀なくされている場合

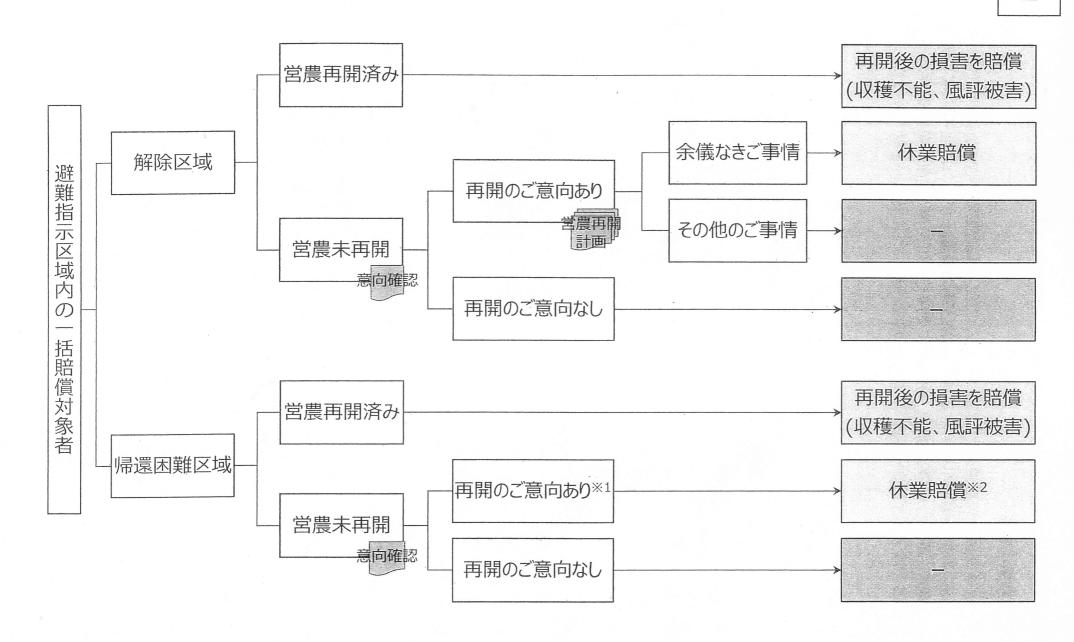
一例として、以下の休業損害が対象となると考えております。

○ご請求いただける方:従前の耕作地で営農を再開されるご予定の農業者さま

○賠償対象となる損害:営農を再開されるご意向にもかかわらず、弊社事故に起因

する事由により営農が妨げられていることに伴う損害

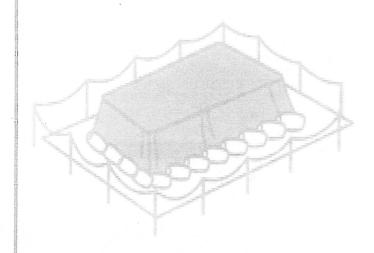
○賠償対象となる期間:営農再開が可能となるまでの必要かつ合理的な期間



- ※1 今後の状況に応じて、確認内容・方法を具体化
- ※2 支援状況や特定復興再生拠点の状況等を踏まえ、個別に賠償期間を判断

余儀なき事情に該当し得る事例

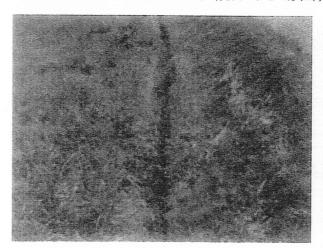
仮置場として農地を提供



出典:環境省ホームページ http://josen.env.go.jp/soil/temporary_place.html

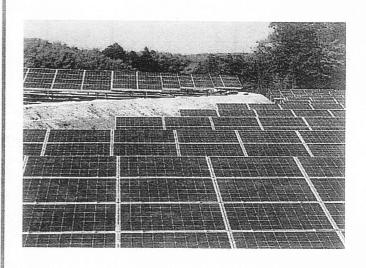
水路が使用できない

(弊社事故に起因する事情がある場合)



余儀なき事情に該当しない事例

太陽光発電設備を設置している



出典:経済産業省ホームページ

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/

johoteikyo/taiyoukouhyouka.html

※ 実際のご請求にあたっては、具体的な状況等を確認のうえ、該当可否、期間等について検討させていただきます。

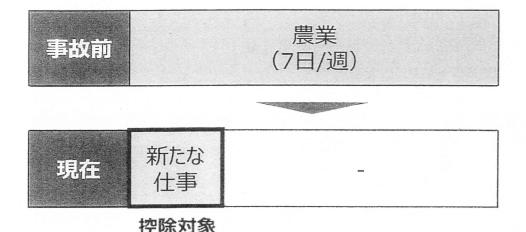
(参考) 農業以外の収入の控除について

控除対象となる事例

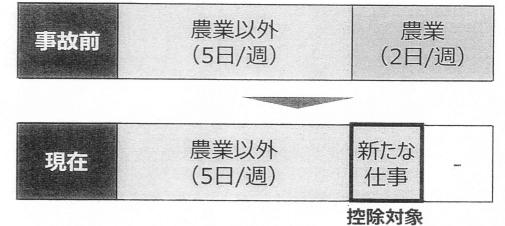
- ①農地を活用して収入を得た場合
 - 農地を仮置場等へ供出したことによる賃料収入
 - 農地に太陽光発電設備を設置したことによる売電収入 等

②従前農業を実施していた労働力で、新たな仕事を行った場合

<専業農家さまの例>



〈兼業農家さまの例〉



※ 勤続年数による就労所得の増加、勤務先の変更のみ等、 労働力に変更がない場合は控除の対象外
